

(別紙)

令和 年 月 日

貨物自動車運送事業に係る「許可書」又は「届出書等の写し」の紛失について

高松市貨物自動車運送事業者緊急支援金の申請に必要な一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写しを紛失しているため、提出することができません。

つきましては、これらの書類の有無について、高松市から四国運輸局に対し照会することに同意します。

申請者

会社名

---

代表者氏名

---

(注意)

- ・照会の回答まで日数を要するため、給付金の振込までにお時間をいただくこととなります。
- ・回答結果によっては、給付金が不支給となる場合があります。